（申請書の記載事項）

第七条　令第十二条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　法人の設立時期、特定情報通信事業の種類、事業計画、常時使用する従業員の数、令第十一条第二項第四号に規定する事業所において行う業務の内容、当該事業所において業務に従事する従業員の数その他事業に関し必要な事項

三　［略］

（申請書の添付書類）

第八条　令第十二条第一項の主務省令で定める添付書類は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　令第二条第四号又は第五号に掲げる事業を行う場合においては、顧客の情報を保管するために必要な施設又は設備の内容を明らかにする書類

四　［略］

（事業の開始等の届出）

第九条　令第十二条第二項の規定による届出をしようとする認定法人（法第三十条第二項に規定する認定特定情報通信事業をいう。以下同じ。）は、認定特定情報通信事業（法第三十条第二項に規定する認定特定情報通信事業をいう。以下この項並びに第十一条第一項及び第二項において同じ。）を開始しようとする場合にあっては開始の年月日を、認定特定情報通信事業を休止しようとする場合にあっては休止の期間及び理由を、認定特定情報通信事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

２　前項の認定法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

（本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出）

第十条　令第十二条第三項の規定による届出をしようとする認定法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

一　当該認定法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合　次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

二　当該認定法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったときに該当する場合　当該認定法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなった年月日及び理由

三　令第十一条第二項第三号から第五号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合　当該要件に該当しなくなった年月日及び理由

（報告書の提出時期及び手続）

第十一条　法第三十条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前事業年度の認定特定情報通信事業の実施状況

二　前事業年度の収支決算

（申請書の記載事項）

第十二条　令第十二条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　［同上］

二　法人の設立時期、事業の種類、事業計画、常時使用する従業員の数、令第十一条第二項第三号に規定する事業所において行う業務の内容、当該事業所において業務に従事する従業員の数その他事業に関し必要な事項

三　［同上］

（申請書の添付書類）

第三条　令第十二条第一項の主務省令で定める添付書類は、次に掲げるものとする。

［一・二　同上］

三　令第二条第五号又は第六号に掲げる事業を行う場合においては、顧客の情報を保管するために必要な施設又は設備の内容を明らかにする書類

四　［同上］

（事業の開始等の届出）

第四条　令第十二条第二項の規定による届出をしようとする事業認定を受けた法人は、事業を開始しようとする場合にあっては開始の年月日を、事業を休止しようとする場合にあっては休止の期間及び理由を、事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

２　前項の事業認定を受けた法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

（本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出）

第五条　令第十二条第三項の規定による届出をしようとする法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

一　当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合　次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

二　当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったときに該当する場合　当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなった年月日及び理由

三　令第十一条第二項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合　当該要件に該当しなくなった年月日及び理由

［条を加える。］